



坂田芳郎 議員

Yoshio Sakata

Q&A

一般質問

Q.国民健康保険徴収金の法的根拠は

A.本町は、地方税法により税で賦課

住民の指摘を受け尋ねる。曰く「国民健康保険役場徴収金は、『税金』なのか」と。

ラジオCM(広報)である。「国民健康保険料は、期日まで収めましょう」全国国民健康保険連合会・愛知県国民健康保険連合会。私たちが、豊山町は健康保険税である。名古屋市は、保険料である。

よって、尋ねる。
Q 保険税・保険料、相違点を要点網羅で平易簡潔に説明願いたい。

A 生活福祉部長 適用法令が異なり、保険料は国民健康保険法、保険税は地方税法となる。
相違点は、滞納となった場合の徴収できる期間の長さが違う。保険料は2年、保険税は5年となる。保険は加入の届出をし

た日からではなく、資格を取得した日から徴収される。届出が遅れると遡って徴収され、この期間が保険料は2年、保険税は3年となる。

また、滞納処分として、財産が差押え等の優先順位が、保険税のほうが保険料より優先される。

Q 「税」による徴収が、「料」による徴収かは、市町村の選択に委ねられている。鈴木木町政にあつては、対象各位の皆様より「税」としての徴収を、今後とも継続し続ける方針か。

A 生活福祉部長 保険税として、今後も継続していく。

Q その理由は。
A 生活福祉部長 滞納となった場合の徴収できる権利期間の長さ、遡って徴収することができると、差押えの優先順位など、本

町にとって優位に徴収することができるとの判断による。

国民健康保険	TOYOYAMA TOYOYAMA TOYOYAMA TOYOYAMA TOYOYAMA
被保険者証	有効期限 平成30年8月31日
	記号・番号 00000001
氏名	豊山 花子 性別 女
生年月日	昭和45年1月1日
世帯主氏名	豊山 太郎
住所	愛知県西春日井郡豊山町 大字豊場字新栄260番地
資格取得年月日	昭和45年1月1日
交付年月日	平成28年9月1日
保険者番号	230557
保険者名	豊山 太郎



注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×を付けてください。)

【特記欄： 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名(白筆)： 家族署名(白筆)：